

意見照会結果について

1.タイムラインについて			
【修正：詳細表 広島市版】			
No32(ステージ1)	・「排水ポンプ車」の確認として、「太田川河川事務所」に「◎」を追加 ・「水防資機材の確認」を「水防資機材の準備」へ修正	広島市下水道局 河川防災課	
No107(ステージ3)	・レベル(ステージ)を4に移行し、役割分担の「発」を「受」に修正	(一社)広島県 医師会	
No129(ステージ4)	・役割分担の「◎」を「○」に修正		
No181(ステージ5)	・行動項目「医療チームの派遣」を削除		
【修正：詳細表 安芸太田町版】			
No126(ステージ3)	・レベル(ステージ)を4に移行し、役割分担の「発」を「受」に修正	(一社)広島県 医師会	
No151(ステージ4)	・役割分担の「◎」を「○」に修正		
No192(ステージ5)	・行動項目「医療チームの派遣」を削除		
【追加：詳細表 広島市版】			
ステージ2	・第1階層：現場対応 ・第2階層：危険箇所・被災箇所対応 ・第3階層：排水ポンプ車(水防資機材)出動の判断 ・役割：太田川河川事務所「◎」、広島県土木建築局道路河川管理課・河川課「◎」	広島市下水道局 河川防災課	
ステージ3・4・5	・第1階層：現場対応 ・第2階層：危険箇所・被災箇所対応 ・第3階層：排水ポンプ車(水防資機材)出動の判断(継続) ・役割：太田川河川事務所「◎」、広島県土木建築局道路河川管理課・河川課「◎」		
【追加：総括表 広島市版】			
ステージ2	「現場対応」→「資機材の確保」→「排水ポンプ車(水防資機材)出動の判断」	広島市下水道局 河川防災課	
ステージ3・4・5	「現場対応」→「資機材の確保」→「排水ポンプ車(水防資機材)出動の判断(継続)」		
2.タイムライン運用の手引きについて			
広島市版P17、 安芸太田町版P15	「5.2 収集可能な情報」の表5-1①気象庁発表情報の収集すべき情報とリンク先を修正	広島地方気象台	第10回検討会後に修正済み
3.タイムラインの運用について			
・特になし			
4.その他、タイムラインに関する意見について			
・タイムラインが発令された場合の送信先アドレスの変更		(公社)広島県 バス協会	
・タイムライン運用時の送信元が事務局と広島市危機管理課から来てますが、1カ所からに出来ないのでしょうか？			